第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

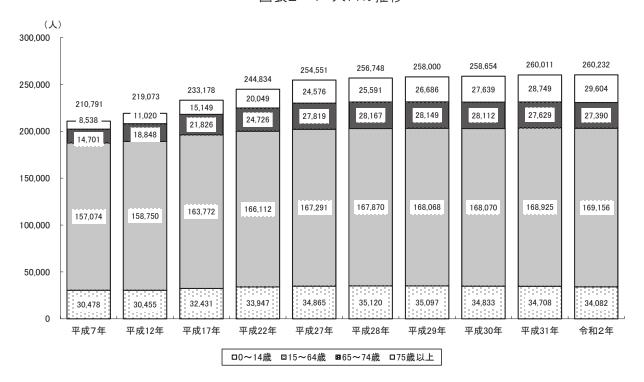


第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

1 人口の状況

(1)人口の推移

本市の人口は増加を続けており、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります(図表2-1)。



図表2-1 人口の推移

※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に 記載されることとなりました。

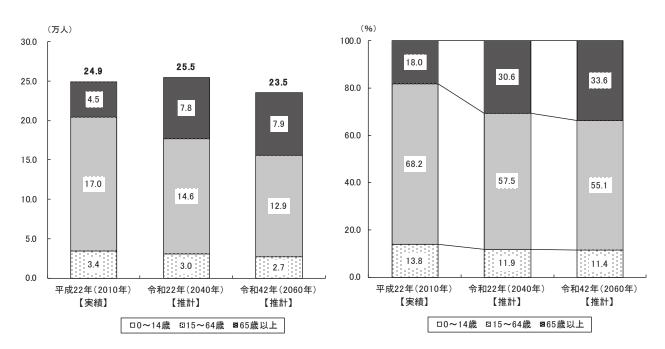
出典: 府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)



(2) 人口推計

「府中市人口ビジョン」の人口推計(基本ケース)によると、本市は、令和22年には、 団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後、令 和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層は無くなるも のの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます(図表2-2)。

図表2-2 人口推計(府中市人口ビジョン 基本ケース) 【3区分別人口】 【3区分別人口の割合】



区	分	平成 22 年 【実績】	令和 22 年 【推計】	令和 42 年 【推計】
65 歳以上	人口(人)	44,934	78,015	78,968
03 脉以工	割合(%)	18.0	30.6	33.6
15~64 歳	人口(人)	170,072	146,488	129,494
15** 04 成	割合(%)	68.2	57.5	55.1
0~14 歳	人口(人)	34,372	30,310	26,760
0~14 成	割合(%)	13.8	11.9	11.4
合計	人口(人)	249,378	254,831	235,222

出典:「府中市人口ビジョン」

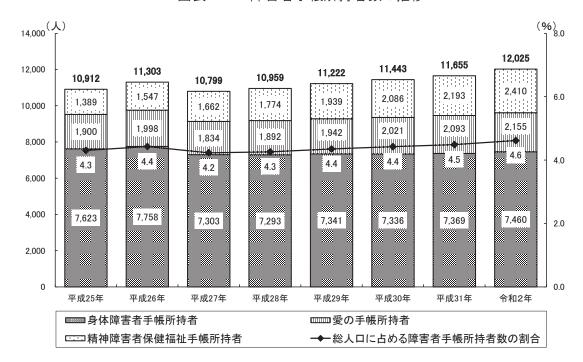


2 障害のある人の現状

(1) 障害のある人の現状

① 障害者手帳所持者

本市の令和2年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉 手帳の所持者を合計した人数は、1万2,025人です。総人口に占める障害者手帳所持 者数の割合は、4.6%となっています(図表2-3)。



図表2-3 障害者手帳所持者数の推移

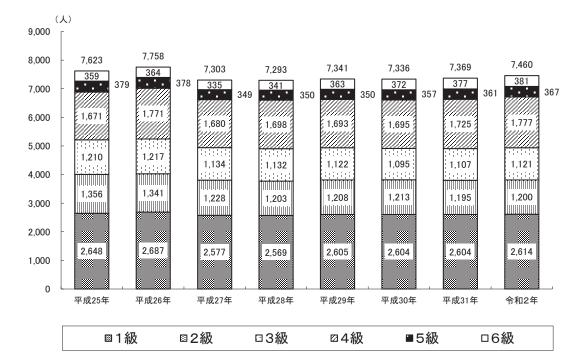
- ※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数
- ※ 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修による手帳所持者数を精査した結果によるものです(府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)より)。



② 身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は、7,460人となっており、平成25年から254人減少しています。等級別で見ると、1級が2,614人、2級が1,200人、3級が1,121人、4級が1,777人、5級が367人、6級が381人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、いずれの等級も横ばいで推移しており、1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなっています(図表2-4)。



図表2-4 身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

(単位:%)

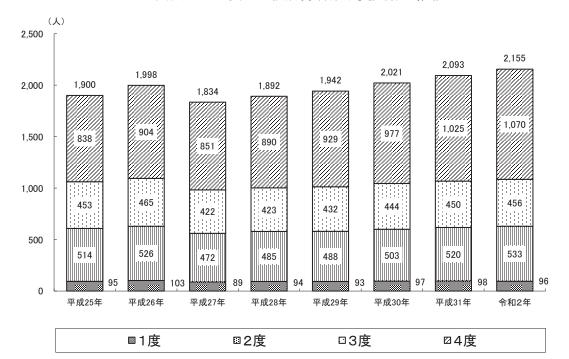
	区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1級	34.7	34.6	35.3	35.2	35.5	35.5	35.3	35.0
	2級	17.8	17.3	16.8	16.5	16.5	16.5	16.2	16.1
	3級	15.9	15.7	15.5	15.5	15.3	14.9	15.0	15.0
	4級	21.9	22.8	23.0	23.3	23.1	23.1	23.4	23.8
	5級	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9
	6級	4.7	4.7	4.6	4.7	4.9	5.1	5.1	5.1



③ 愛の手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の愛の手帳所持者数は、2,155人となっており、平成25年から255人増加しています。程度別で見ると、1度が96人、2度が533人、3度が456人、4度が1,070人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、4度の割合が高くなっており、1度から3度の割合が低くなっています(図表2-5)。



図表2-5 愛の手帳所持者数(等級別)の推移

(単位:%)

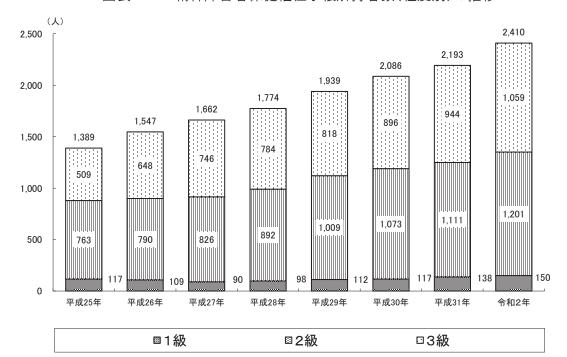
	区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1度	5.0	5.2	4.9	5.0	4.8	4.8	4.7	4.5
	2度	27.1	26.3	25.7	25.6	25.1	24.9	24.8	24.7
	3度	23.8	23.3	23.0	22.4	22.2	22.0	21.5	21.2
	4度	44.1	45.2	46.4	47.0	47.8	48.3	49.0	49.7



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2,410人となっており、平成25年から1,021人増加しています。程度別で見ると、1級が150人、2級が1,201人、3級が1,059人となっています。

また、程度別の割合の推移を見ると、平成27年以降、1級の割合が高くなっています (図表2-6)。



図表2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数(程度別)の推移

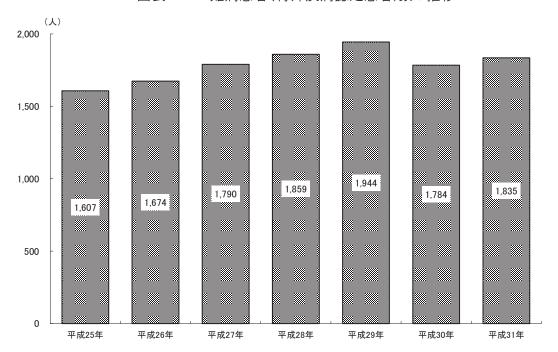
(単位:%)

	区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1級	8.4	7.0	5.4	5.5	5.8	5.6	6.3	6.2
	2級	54.9	51.1	49.7	50.3	52.0	51.4	50.7	49.8
	3級	36.6	41.9	44.9	44.2	42.2	43.0	43.0	43.9



⑤ 難病患者(特殊疾病認定患者)の推移

難病患者(特殊疾病認定患者)数は、平成25年から平成29年までは増加傾向でした。そして、平成30年に減少、平成31年に増加し、平成31年3月31日現在は1,835人となっています(図表2-7)。



図表2-7 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移

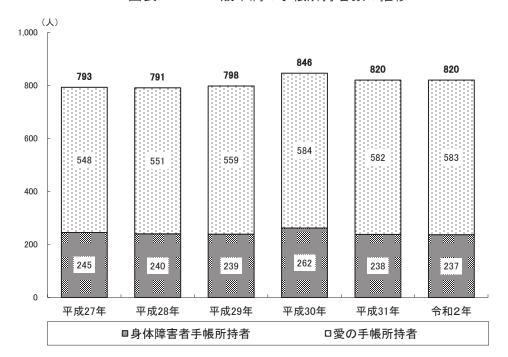
出典:東京都「福祉·衛生統計年報」(各年3月31日)



(2) 障害のある児童の現状

① 18歳未満の手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は、820人となっています。 愛の手帳所持者が7割を占めています(図表2-8)。



図表2-8 18歳未満の手帳所持者数の推移

(単位:%)

	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
合	<u></u>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	身体障害者手帳所持者	30.9	30.3	29.9	31.0	29.0	28.9
	愛の手帳所持者	69.1	69.7	70.1	69.0	71.0	71.1

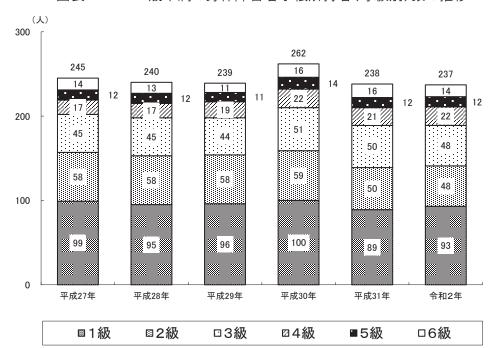
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び難病患者(特殊疾病認定患者)数について、市では18歳未満の人数を公開していません。



② 18歳未満の身体障害者手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、237人となっており、等級別で見ると、1級が93人、2級が48人、3級が48人、4級が22人、5級が12人、6級が14人となっています。

等級別の割合を見ると、1級から3級で8割弱を占めています(図表2-9)。



図表2-9 18歳未満の身体障害者手帳所持者(等級別)数の推移

(単位:%)

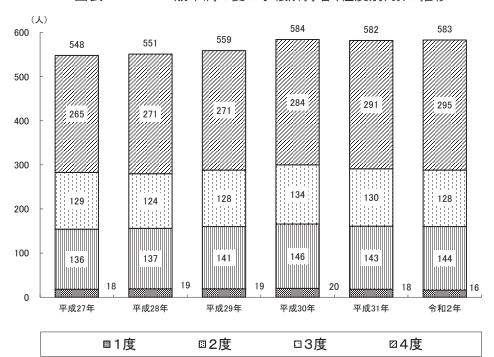
	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1級	40.4	39.6	40.2	38.2	37.4	39.2
	2級	23.7	24.2	24.3	22.5	21.0	20.3
	3級	18.4	18.8	18.4	19.5	21.0	20.3
	4級	6.9	7.1	7.9	8.4	8.8	9.3
	5級	4.9	5.0	4.6	5.3	5.0	5.1
	6級	5.7	5.4	4.6	6.1	6.7	5.9



③ 18歳未満の愛の手帳所持者

令和2年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は、583人となっており、 平成27年から35人増加しています。等級別で見ると、1度が16人、2度が144 人、3度が128人、4度が295人となっています。

等級別の割合を見ると、4度の割合が最も多く、約5割となっています(図表2-10)。



図表2-10 18歳未満の愛の手帳所持者(程度別)数の推移

(単位:%)

							(1 1 / 0 /
	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年
総	:数	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0
	1度	3.3	3.4	3.4	3.4	3.1	2.7
	2度	24.8	24.9	25.2	25.0	24.6	24.7
	3度	23.5	22.5	22.9	22.9	22.3	22.0
	4度	48.4	49.2	48.5	48.6	50.0	50.6



(3) 障害者虐待に関する相談件数の推移

障害者虐待防止センター(本市障害者福祉課)に寄せられた障害者虐待に関する相談 件数は、令和元年度は25件となっています(図表2-11)。

図表2-11 障害者虐待に関する相談件数の推移

(件)

年度	相談件数
平成 24 年度	0
平成 25 年度	4
平成 26 年度	18
平成 27 年度	12
平成 28 年度	14
平成 29 年度	23
平成 30 年度	23
令和元年度	25

出典:府中市「障害者福祉課資料」



3 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護のサービス量は、平成27年度から平成30年度にかけて減少傾向でしたが、令和元年度に増加に転じています。居宅介護の実利用者数は増加が続いています(図表2-12)。

図表2-12 訪問系サービスの利用状況

(3月分実績)

				第3期			第4期		第5	5期
	サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
Ę	う問系サービス	サービス量(時間)	34,855	37,554	38,394	40,127	39,861	39,314	36,114	38,801
Ē	1向糸り―に入	実利用者数(人)	460	474	499	504	513	513	524	522
ı	足点人誰	サービス量(時間)	_	_	-	7,167	7,303	7,013	6,421	6,577
ı	居宅介護	実利用者数(人)	_	_	_	373	386	386	390	393
	重度訪問介護	サービス量(時間)	_	_	_	31,914	31,420	31,179	28,729	31,209
	里及切问기语	実利用者数(人)	_	_	_	69	66	66	65	66
ı	日仁控誰	サービス量(時間)	_	_	-	825	912	897	748	771
ı	同行援護	実利用者数(人)	_	_	_	51	51	51	52	53
ı	行動援護	サービス量(時間)	_	_	_	222	226	226	217	245
ı	1丁	実利用者数(人)	_	_	-	11	10	10	17	10
ı	重度障害者等	サービス量(時間)	_	_	-	0	0	0	0	0
L	包括支援	実利用者数(人)	_	_	_	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、令和元年度に就労移行支援のサービス量、実利用者数が大き く増加しています(図表2-13)。

図表2-13 日中活動系サービスの利用状況

(3月分実績)

			第3期			第4期		第5	期
サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活介護	サービス量(人日)	8,647	8,678	9,811	9,825	10,194	9,698	9,688	10,222
土石기設	実利用者数(人)	520	478	497	508	515	513	528	532
自立訓練	サービス量(人日)	11	38	22	5	62	32	23	64
(機能訓練)	実利用者数(人)	2	3	1	2	4	2	1	3
自立訓練	サービス量(人日)	127	191	198	181	146	169	389	307
(生活訓練)	実利用者数(人)	20	18	17	17	16	15	28	21
计兴 权仁士恒	サービス量(人日)	903	897	1,033	1,003	865	943	1,045	1,468
就労移行支援 	実利用者数(人)	107	54	61	56	58	62	68	94
就労継続支援	サービス量(人日)	240	405	534	553	539	506	606	616
(A型)	実利用者数(人)	16	21	25	28	25	25	32	32
就労継続支援	サービス量(人日)	4,161	4,660	5,564	5,545	5,687	5,986	6,106	6,290
(B型)	実利用者数(人)	417	336	367	370	383	417	436	426
就労定着支援	実利用者数(人)	_	1	_	_	_	_	13	20
療養介護	実利用者数(人)	31	31	31	30	35	35	37	36
行かった	サービス量(人日)	582	503	587	715	786	721	775	717
短期入所	実利用者数(人)	225	124	136	168	168	140	154	143
	サービス量(人日)	_		_	595	639	603	636	543
短期入所(福祉型)	実利用者数(人)	_		_	145	139	121	133	115
右押 3 前(医療型)	サービス量(人日)	_	_	_	120	147	118	139	174
短期入所(医療型)	実利用者数(人)				23	29	19	21	28



(3) 居住系サービス

居住系サービスは、グループホームの利用増加が続いています。令和元年度は自立生活援助がO人、施設入所支援が149人、グループホームが217人となっています(図表2-14)。

図表2-14 居住系サービスの利用状況

(3月分実績)

			第3期			第4期		第5	期
サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
自立生活援助	人				1			0	0
施設入所支援	人	147 (157)	139	142	143	150	145	151	149
グループホーム ケアホーム	人	123	126	139	162	180	185	194	217

[※]施設入所支援の()は旧体系サービス利用者数を含んだ数を掲載

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスは、令和元年度は計画相談支援が420人、地域移行支援が4人、地域定着支援が3人となっています(図表2-15)。

図表2-15 相談支援サービスの利用状況

(3月分実績)

		第3期				第4期		第5	期
サービス名	単位	平成	令和						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計画相談支援	人	45	69	159	260	291	340	314	420
地域移行支援	人	4(4)	3(3)	0	1	4	2	3	4
地域定着支援	人	4(2)	9(7)	4(4)	2	0	1	2	3

[※]地域移行支援及び地域定着支援の()は精神障害者に係る数を掲載



[※]ケアホームは平成26年4月の制度改正でグループホームに一元化されています。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、制度改正に伴い、体系、事業名称が変更されています。意思疎通 支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、大きな変化はありません。地域活 動支援センターは、平成30年度まで実利用者数が年々増加していましたが、令和元年 度は減少し2,086人となっています(図表2-16)。

図表2-16 地域生活支援事業の利用状況

(年間実績)

			第3期			第4期	第5	干间夫額/	
サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	/奶 令和
9 2/4	- 世世	24年度	25年度	26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
(1)理解促進研修·啓発事業		2寸午及	20千皮	20千皮	- 27千尺	- 20千尺	20千皮	有	有
(2)自発的活動支援事業		_	_	_	_	_	_	有	有
. ,								П	
(3)相談支援事業									
①相談支援事業	±, =c	1 1	2	2	2	4	- 4	4	
ア 障害者相談支援事業 イ 地域自立支援協議会	<u>か所</u> か所	3	3 1	<u>3</u>	3	4	1	4	4
1 地域日立又振励議云 ②基幹相談支援センター等機能強化事業	7,5,171				無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業		有	有		有		有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業		_	_		有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業					13	13	13	13	- 13
①手話通訳者·要約筆記者派遣事業									
実利用者数	人	52	47	46	52	52	57	51	60
派遣人数	人	517	448	525	580	667	680	741	710
②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業	件	3,617	3,882	4,528	4,780	4,945	4,781	4,967	4,966
①介護・訓練支援用具	件	30	21	33	28	30	19	20	24
②自立生活支援用具	件	73	61	84	72	74	50	47	43
③在宅療養等支援用具	件	59	55	69	65	69	37	60	39
④情報·意思疎通支援用具	件	51	53	73	63	77	70	88	108
⑤排せつ管理支援用具	件	3,389	3,684	4,261	4,546	4,669	4,586	4,743	4,744
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	15	8	8	6	26	19	9	8
(8)手話通訳者養成研修事業									
手話通訳者認定試験合格者数	人	1	0	3	2	6	2	1	0
(9)点字奉仕員養成研修事業									
点字講習会(中級)修了者数	人	12	10	11	5	8	7	4	7
(10)移動支援事業									
実利用者数	人	315	370	376	397	392	379	375	388
支給決定者数	人	464	523	572	671	610	674	491	562
延べ利用時間数	時間	36,458	43,690	43,493	42,103	41,393	40,853	42,538	43,463
(11)地域活動支援センター									
実施か所数	か所	4	4	4	4	5	5	5	5
実利用者数	人	1,014	1,024	1,373	2,291	2,654	3,303	3,908	2,086
(12)福祉ホームの運営									
実利用者数	人	_	_	_	_	_	_	1	1
延べ利用回数	回	_	_	_	_	_	_	365	366
(13)訪問入浴サービス									
実利用者数	人	_		_	_	_		31	28
延べ利用回数	回	_	_	_	_	_	_	1,163	1,118
(14)日中一時支援									
実利用者数	人	_	_	_	89	84	81	72	71
延べ利用回数			_		1,792	1,750	1,439	1,334	1,339
(15)レクリエーション活動等支援		_	_	_	_	_	_	有	有
(16)点字・声の広報等発行		_	_		_	_		有	有
(17)自動車運転免許取得助成	人	_	_	_	_	_	_	2	2
(18)自動車改造助成	件	_	_	_	_	_	_	5	7
-									



4 障害児福祉サービスの実績

平成30年の児童福祉法の一部改正に伴い、「府中市障害児福祉計画(第1期)」を策定しました。児童発達支援は、サービス量、実利用者数共に増加が続いています。放課後等デイサービスは、平成30年度と比べ令和元年度のサービス量、実利用者数が減っています(図表2-17)。

図表2-17 障害児福祉サービスの利用状況

(3月分実績)

サービス名	単位	障	害福祉計i 第4期	画	障害児福祉計画 第1期		
<u> </u>	崋₩	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
(1)旧辛癸辛士坪	サービス量(人日)	901	1,123	1,335	1,555	1,662	
(1)児童発達支援	実利用者数(人)	90	130	180	208	238	
(2)医病刑旧辛及法士塔	サービス量(人日)	133	191	132	112	113	
(2)医療型児童発達支援	実利用者数(人)	17	25	20	19	20	
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日)	_	_	_	0	0	
(3)店七胡问型児里宪建又拨	実利用者数(人)	_	_	_	0	0	
(1)伊奈菲傑計則主控	サービス量(人日)	_	_	_	0	7	
(4)保育所等訪問支援	実利用者数(人)	_	_	_	0	3	
(5) 抜調 ※ 第 / 井 - ビュ	サービス量(人日)	2,812	3,598	4,388	5,673	5,054	
(5)放課後等デイサービス	実利用者数(人)	289	358	427	477	435	
(6)障害児相談支援	サービス量(人)	43	57	41	52	79	
(7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置		_	_	_	0	0	



5 障害者計画の評価

(1) 事業の進捗状況

障害者計画(平成27年度~令和2年度)に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市障害者計画推進協議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の3段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

○:事業内容のとおり実施 △:事業内容の一部を実施

×:未実施

目標1 情報提供と相談支援機能の充実

事業はおおむね実施しています。子ども発達支援センターあゆの子で実施する発達相談は増加傾向にあり、今後も伸びる見込みのため、引き続き、対応を検討していく必要があります。また、虐待等の事例が複雑・困難化しているため、対応する職員の更なる能力向上が必要です。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
	0	7	7	7	7	7
(1)情報提供体制の充実	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
(a) [+	0	3	3	4	5	5
(2)「すべての障害のある人」に 向けた相談支援	Δ	4	4	3	2	2
[1]17721日改义1发	×	0	0	0	0	0
	0	2	2	2	2	2
(3)権利擁護の推進	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	0	12	12	13	14	14
	Δ	4	4	3	2	2
	×	0	0	0	0	0

[※] 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



目標2 障害のある人の社会参加の推進

事業は全て実施しています。福祉啓発を進めるため、各種イベントの広報の充実が必要です。また、就学相談の件数が増加していることから、教育委員会と連携を図りながら、相談体制について検討する必要があります。

就労への支援については、関係機関の連携の強化をより一層進めていくとともに、就 労支援事業の体制強化、就労支援の需要に対応するための方策を検討する必要がありま す。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
	0	3	4	4	4	3
(1)地域活動及び社会活動への 参加促進	Δ	1	0	0	0	1
多加促進	×	0	0	0	0	0
	0	7	7	7	7	7
(2)学習機会の拡大	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
	0	9	9	9	9	9
(3)就労への支援	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
計	0	19	20	20	20	19
	Δ	1	0	0	0	1
	×	0	0	0	0	0

[※] 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

事業はおおむね実施しています。障害福祉サービスは、今後も安定した提供ができるよう事業者の確保等に努めることが必要です。また、児童発達支援、放課後等デイサービスはサービス事業者が増加し、利用者も増加していることから、適切にサービスが提供されるよう対応が必要です。

地域生活支援拠点等及び児童発達支援センターについては、引き続き整備に向けた検討を推進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
	0	24	24	24	24	25
(1)在宅サービスの充実	Δ	0	0	0	0	0
	×	1	0	0	0	0
	_	0	1	1	1	0
	0	7	7	7	7	7
(2)安心して住める環境づくり	Δ	1	0	0	0	0
(2)女心して住める環境 ブッ	×	0	0	0	0	0
	1	0	1	1	1	1
	0	5	4	4	4	4
(3)保健・医療との連携促進	Δ	1	1	1	1	1
(3)休健•医療との連携促進	×	0	0	1	1	1
	_	0	1	0	0	0
	0	9	9	10	10	10
(4)障害のある児童への支援	Δ	1	1	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
	0	1	1	0	0	0
(5)経済的支援体制の強化	Δ	0	0	1	1	1
	×	0	0	0	0	0
	0	1	2	1	2	2
(6)災害時の支援体制の構築と 避難所の検討	Δ	1	0	1	0	0
(世) 大田 (大田) (大田)	×	0	0	0	0	0
	0	1	1	1	1	1
(7)防犯対策	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
	0	48	48	47	48	49
=1	Δ	4	2	3	2	2
計	×	1	0	1	1	1
	_	0	3	2	2	1

[※] 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。



目標4 支え合う仕組みづくりの促進

事業はおおむね実施しています。継続して府中市障害者等地域自立支援協議会を開催し、様々な委員と協議しながら、障害当事者や支援団体等とのネットワークの構築を行うことが重要です。また、障害者福祉団体と市との協働事業について、今後も連携を取りながら、実施について検討が必要です。

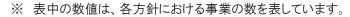
方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)地域の協働による支え合い体 制	0	4	4	4	4	4
	Δ	0	0	0	0	0
	×	0	0	0	0	0
	0	2	3	2	3	3
(2)地域の福祉人材の確保	Δ	0	0	0	0	0
	×	1	0	1	0	0
	0	0	0	0	0	0
(3)障害者福祉団体の活動支援 及び協働	Δ	1	1	1	1	1
及び間間	×	1	1	1	1	1
/ a > Principal 1.1	0	2	2	2	3	3
(4)障害福祉サービス事業所へ の支援	Δ	1	1	1	0	0
00文1点	×	0	0	0	0	0
計	0	8	9	8	10	10
	Δ	2	2	2	1	1
	×	2	1	2	1	1

[※] 表中の数値は、各方針における事業の数を表しています。

目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

事業はおおむね実施しています。今後も各種イベントや冊子等を通じて、障害のある 人への理解・啓発、福祉意識の醸成を推進するとともに、ハード面のバリアフリー化も推 進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(A) + B	0	2	4	4	4	2
(1)市民へのノーマライゼーション に関する意識啓発	Δ	2	1	1	1	3
「民労の忠政合先	×	1	0	0	0	0
	0	4	4	4	4	4
(2)バリアフリーの推進	Δ	1	0	1	1	1
	×	0	1	0	0	0
計	0	6	8	8	8	6
	Δ	3	1	2	2	4
	×	1	1	0	0	0





(2) 重点施策の進捗状況

障害者計画(平成27年度~令和2年度)に掲載されている4つの重点施策には、指標が設定されています。

相談支援機能の充実の指定特定相談支援事業所数は、平成27年度から平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度に減少し18か所となっており、令和2年度の目標値には届いていません。

就労支援の強化の就労移行支援事業所等からの一般就労移行者数は、平成27年度から平成30年度まで増加傾向でしたが、令和元年度に減少し23人となっており、令和2年度の目標値には届いていません。

地域生活支援の充実の市内のグループホームの定員数は、平成27年度から増加傾向 にあり、令和元年度は204人分で、令和2年度の目標値を既に達成しています。

障害福祉サービスの安定的な供給のひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数は、 平成27年度から増減を繰り返しており、令和2年度の目標値には届いていません。

•	障害者計画(平成27年度~令和2年度)記載の内容					
重点施策	指標名(単位)	指標の説明	平成25年度 実績値	令和2年度 目標値		
相談支援機 能の充実	指定特定相談支援事業 所数(か所)	指定特定相談支援事業所の増加を目 指します。	5か所	27か所		
就労支援の 強化	就労移行支援事業所等 からの一般就労移行者 数(人)	就労移行支援、就労継続支援A型及び 就労継続支援B型の事業所の利用者 のうち、一般就労に移行した人の数で す。増加を目指します。	16人	45人		
地域生活支 援の充実	市内のグループホーム の定員数 (人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループ ホームの市内における定員数です。増 加を目指します。	131人分	190人分		
障害福祉サ ービスの安 定的な供給	ひと月当たりの訪問系 サービスの利用時間数 (時間)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護及び重度障害者等包括支援 のひと月当たりのサービス利用時間数 です。増加を目指します。	37,554時間	46,500時間		

指標名(単位)		平成27年	度~令和元年	度の実績	
担保石(半位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定特定相談支援事業所数 (か所)	16か所	17か所	17か所	20か所	18か所
就労移行支援事業所等からの 一般就労移行者数(人)	16人	20人	27人	38人	23人
市内のグループホームの定員数 (人分)	138人分	170人分	185人分	188人分	204人分
ひと月当たりの訪問系サービス の利用時間数(時間)	39,565時間	39,049時間	39,313時間	38,637時間	38,816時間



6 郵送による調査から見た現状

計画策定に当たり、以下の4つの郵送による調査を実施しました。

調査種別	対象者		有効回収数(率)
①障害等のある人	市内の18歳以上の障害者手帳所持		
への調査	医療受給者証所持者、特定医療費多	受給者証所持	
	者	2,300人	
	【内訳】		
	①身体障害者手帳所持者	1,216人	1,419(61.7%)
	②愛の手帳所持者	334人	
	③精神障害者保健福祉手帳所持者	325人	
	4)自立支援医療受給者証所持者	100人	
	⑤特定医療費受給者証所持者	325人	
②子どもの育ちや	市内の18歳未満の障害者手帳所持	者、特定医療	
発達に関する調	費受給者証所持者、児童通所受給者	f証·障害福祉	
査	サービス受給者証所持者の保護者	1,000人	
	【内訳】		
	①身体障害者手帳所持者	125人	651 (65.1%)
	②愛の手帳所持者	494人	
	③精神障害者保健福祉手帳所持者	62人	
	④特定医療費受給者証所持者	9人	
	⑤児童通所受給者証・障害福祉サー	ビス	
	受給者証所持者	310人	
③障害者福祉団体	市内の障害者福祉団体	11団体	8(72.7%)
調査			0 (12.1 /0)
④障害福祉サービ ス事業所調査	市内の障害福祉サービス事業所	296事業所	201 (67.9%)



(1) 就労

① 障害等のある人が働くために希望すること

「障害等のある人への調査」では、障害等のある人が働くために希望することについて、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」(33.9%)、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」(57.1%)、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(精神:60.2%、難病:61.6%)が最も多くなっています(図表2-18)。

図表2-18 障害等のある人が働くために希望すること(全体、障害等の種類別:複数回答) 【障害等のある人への調査】

/	~ /	`
(٧⁄۵	.)

区分	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態 にあわせた働き方ができること	40.9	32.3	36.6	60.2	61.6
自分の家の近くに働く場所があること	40.6	33.9	48.0	53.6	47. 2
 障害等のある人に適した仕事が開拓されること 	35.5	26.9	57.1	49.3	31.2
事業主や職場の人たちが、障害等のある人の雇用 について充分理解していること	31.8	22.6	44.6	48.0	36.0
事業主や職場の人たちが障害特性について理解していること	30.4	21.6	47.4	46.1	30.4
就労の場を紹介したり、相談できる場所が整って いること	27.8	18.7	40.0	43.1	35.2
賃金格差がないこと	22.6	17.0	27.4	32.9	30.4
職場の施設や設備が障害等のある人にも利用でき るように配慮されていること	21.8	19.3	27.4	25.3	24. 0
民間企業がもっと積極的に雇用すること	21.1	17.3	25.1	28.9	25. 6
同じような障害等のある仲間と一緒に、あるいは 交替で働けること	15.5	8.9	27.4	25.3	14. 4
企業に就職するための訓練を受けたり、求職活動 を手伝ってもらうこと	15.2	9.2	22.9	28.0	14. 4
職業訓練所など、技能・知識の習得を援助する施 設が充実していること	14.7	10.0	25.1	20.7	16.8
介助者と一緒に働けること	8.6	5.7	16.0	11.2	10.4
自営業を希望する人への支援を充実すること	8.0	7.0	4.6	12.5	11.2
その他	4.0	4.6	2.3	5.3	1.6
分からない	16.2	21.0	9.1	8.2	10.4
無回答	15.7	21.0	9.7	5.9	8.8



(2)相談

① 相談できる人の有無

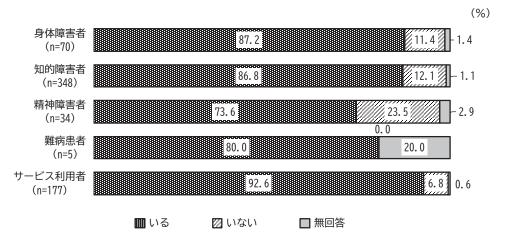
「障害等のある人への調査」では、相談できる人の有無について、3障害、難病患者のいずれも「いる」が8割を超えています(図表2-19)。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、主に養育している人に対して相談できる人の有無を尋ね、身体障害者、知的障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「いる」が8割以上となっています。精神障害者は「いない」が2割と他と比べて高くなっています(図表2-20)。

図表2-19 相談できる人の有無(障害等の種類別) 【障害等のある人への調査】

(%) 11.4 4.6 身体障害者 84.0 (n=761)知的障害者 84.6 9.7 5.7 (n=175)精神障害者 83.6 14.1 2.3 (n=304)難病患者 89.6 1.6 8.8 (n=125)聞いる 図 いない ■ 無回答

図表2-20 相談できる人の有無(障害等の種類別) 【子どもの育ちや発達に関する調査】



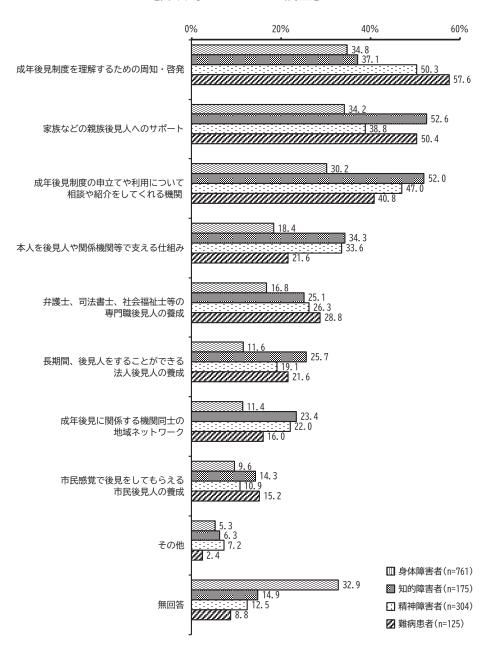


(3) 成年後見制度

① 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、身体障害者、精神障害者、難病患者は「成年後見制度を理解するための周知・啓発」(身体:34.8%、精神:50.3%、難病:57.6%)が最も多く、知的障害者は「家族などの親族後見人へのサポート」(52.6%)が最も多くなっています(図表2-21)。

図表2-21 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(障害等の種類別:複数回答) 【障害等のある人への調査】





(4) 災害対応

① 緊急時の単独避難

「障害等のある人への調査」では、緊急時の単独避難について、「できない」の割合は、 身体障害者では31.7%、知的障害者では51.4%、精神障害者では27.0%、難 病患者では15.2%となっており、知的障害者は「できない」が半数を超えています (図表2-22)。

(%) 身体障害者 47.3 31.7 **18.** 4 (n=761)知的障害者 51.4 27.4 (n=175)精神障害者 43.1 27.0 (n=304)難病患者(n=125) 72.0 ■ できる ☑ できない ■ 分からない ■ 無回答

図表2-22 緊急時の単独避難ができるか(障害等の種類別) 【障害等のある人への調査】

② 災害時の不安や心配ごと

「障害等のある人への調査」では、災害時の不安や心配ごととして、身体障害者では「避難所まで避難できるか心配」(50.1%)、知的障害者、精神障害者、難病患者では「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的:67.4%、精神:67.4%、難病:54.4%)が最も多くなっています(図表2-23)。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、災害時に困ること・不安なこととして、身体障害者は「障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない」(61.4%)、知的障害者、精神障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的:75.0%、精神:73.5%、難病:40.0%、サービス利用:62.7%)が最も多くなっています(図表2-24)。



図表2-23 災害時の不安や心配ごと(障害等の種類別:複数回答) 【障害等のある人への調査】

(%)

					(%)
区分	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	51.4	41.3	67.4	67.4	54.4
避難所まで避難できるか心配	48. 2	50. 1	58.3	47.0	25.6
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分か らない	40.1	40. 1	55.4	42. 4	22. 4
医療を受けられるか分からない	34. 2	30.0	28.0	45. 4	48.0
災害や避難に関する情報が得られるか心配	24. 5	22. 6	34.3	28.6	13. 6
障害等のある人が利用できる防災マニュアルや防 災マップがない	23.0	24. 2	25. 7	25. 0	10.4
避難場所が分からない	17.8	16.7	23.4	22.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	17.5	17.5	26.3	16.4	5. 6
困っていることを人に伝えるのが苦手で、うまく 支援を受けられない	16.8	5.9	49.7	31.9	1.6
避難を支援してくれる人がいない	12.8	10.2	15.4	18.8	9.6
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分 からない	5.1	5.3	7.4	5. 6	1.6
その他	8.7	8.0	6.9	10.5	12.0
無回答	10.9	12.4	6.9	6.6	12.0

図表2-24 災害時に困ること·不安なこと(障害等の種類別:複数回答) 【子どもの育ちや発達に関する調査】

(%)

区分	全体 (N=651)	身体障害者 (n=70)	知的障害者 (n=348)	精神障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス 利用者 (n=177)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	67.7	45.7	75.0	73.5	40.0	62.7
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない	55.0	61.4	64. 4	67.6	0.0	36. 2
お子さんのことを人に伝えて、うまく支援を受けられるか不安	44. 1	40.0	50.3	50.0	20.0	35.6
避難所まで避難できるか心配	40.9	44.3	47.7	32.4	0.0	30.5
障害等のある人向けの防災マニュアル、防災マップがない	26.3	35.7	32.8	26.5	20.0	10.2
避難を支援してくれる人がいない	19.4	24.3	23. 6	23.5	20.0	8.5
医療を受けられるか分からない	17.7	37.1	19.0	14. 7	0.0	7.9
災害や避難に関する情報が得られるか心配	14.3	18.6	16.7	8.8	0.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	7.7	7.1	10.1	11.8	0.0	2.8
避難場所が分からない	5.4	10.0	5.7	5.9	0.0	2.8
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分 からない	5.1	14.3	5. 5	5.9	0.0	1.1
その他	9.4	10.0	10.6	8.8	0.0	7.3
無回答	9.4	8.6	6.6	11.8	60.0	11.9



(5) 地域交流と社会参加

① 近所づきあいの現状

「障害等のある人への調査」では、近所づきあいの現状について、3障害、難病患者のいずれも「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が最も多くなっています(図表2-25)。

図表2-25 近所づきあいの現状(障害等の種類別)

【障害等のある人への調査】 (%)身体障害者 9.6 33.7 7.6 6.7 16.8 25.6 (n=761)知的障害者 20.0 4.6 9.7 19.4 13.7 32.6 (n=175)精神障害者 23.0 8.2 (n=304)難病患者 8.0 11.2 20.0 12.8 7.2 (n=125)■ 個人的なことを相談し合える人がいる ☑ さしさわりのないことなら、話せる人がいる □ 道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる 図 あいさつや会話はないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる ■ 全く交流はなく、近隣に住む人を知らない ■ 無回答

② 地域活動への参加程度

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加程度について、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせたく参加している>は、身体障害者、知的障害者、 難病患者では1割台、精神障害者では1割以下となっています(図表2-26)。

図表2-26 地域活動への参加程度(障害等の種類別) 【障害等のある人への調査】 (%) 身体障害者 4.6 8.0 13.5 17.2 56.7 (n=761)知的障害者 61.7 6.9 15.4 13.7 (n=175)2.6 精神障害者 69.1 3.6 (n=304)難病患者 4.0 12.0 17.6 66.4 0.0 (n=125)■ よく参加している ☑ 時々参加している



■ あまり参加していない

☑ まったく参加していない

■ 無回答

③ 今後参加したい、継続して参加したい地域活動

「障害等のある人への調査」では、今後参加したい、継続して参加したい地域活動について、3障害、難病患者いずれも「自分と同じ状況の仲間を支える活動」(身体:19.4%、知的:27.4%、精神:27.6%、難病:18.4%)が最も多くなっています(図表2-27)。

図表2-27 今後参加したい、継続して参加したい地域活動(障害等の種類別:複数回答) 【障害等のある人への調査】

					(%)
区分	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
自分と同じ状況の仲間を支える活動	21.9	19.4	27.4	27.6	18.4
地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動	15. 7	13. 5	26.9	15. 1	16.8
音楽や絵画などの芸術活動	15.4	12.0	20.6	20.7	18.4
スポーツ活動	13. 0	9.5	23. 4	15. 1	15. 2
地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動	12.9	12.9	11.4	17. 1	6.4
高齢者を支援する活動	11.3	12.7	4.6	13. 2	8.8
防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備 えるための活動	10.5	10.0	12.0	11.8	8.8
子育て世帯や児童、青少年を支援する活動	7.4	5. 4	2.9	12.5	16.0
交通安全や防犯など地域の安全を守る活動	7.4	7. 1	6.3	8.9	8.8
国際交流に関する活動	6.5	6.0	2.3	8.6	11.2
非行や犯罪をした人を支援する活動	2.1	1.6	1.7	4.6	0.8
その他	5. 7	5.8	4.6	5.9	8.0
いずれも参加したくない	25.8	25. 5	21.7	28.0	25. 6
無回答	16.3	20. 4	12.6	8. 2	8.8



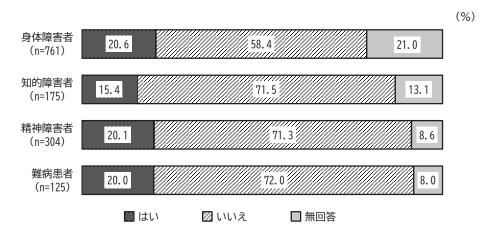
(6) 共生社会(ノーマライゼーション)の理解

① 市民の共生社会(ノーマライゼーション)の理解

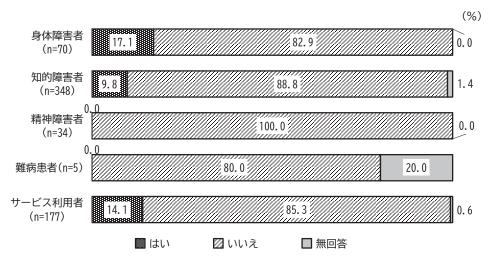
「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会(ノーマライゼーション)の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者、精神障害者、難病患者は2割台、知的障害者は1割台となっています(図表2-28)。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市民が共生社会(ノーマライゼーション)の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者は1割台、知的障害者と難病患者は1割以下となっています。精神障害者は「いいえ」と回答した人が100%となっています(図表2-29)。

図表2-28 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別) 【障害等のある人への調査】



図表2-29 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別) 【子どもの育ちや発達に関する調査】





(7) 充実を望む施策

① 充実を望む施策

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、身体障害者は「各種相談事業を充実すること」(41.1%)、知的障害者は「グループホームを充実すること」(52.6%)、精神障害者は「精神状態の不安定に対する支援の充実」(52.6%)、難病患者は「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(50.4%)が最も多くなっています(図表2-30)。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、充実を望む施策について、身体障害者と児童通所・障害福祉サービス利用者は、「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」(身体:57.1%、サービス利用:74.6%)、知的障害者と精神障害者は、「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(知的:66.7%、精神:61.8%)が最も多くなっています(図表2-31)。

図表2-30 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答) 【障害等のある人への調査】

(%)

					(%)
区分	全体 (N=1,419)	身体障害者 (n=761)	知的障害者 (n=175)	精神障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
各種相談事業を充実すること	42.4	41.1	41.7	44.1	48.8
障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図 ること	39.4	34. 4	43. 4	48.7	50.4
ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービス を充実すること	31.2	35.5	25. 1	21.4	37.6
障害等のある人や子どもが受診しやすい医療体制 を充実すること	29.7	28.9	26. 3	31.6	36.0
障害等のある人が住宅を確保しやすくなるよう図 ること	29. 1	24. 8	24. 6	42.4	33.6
利用できる通所施設を整備すること	26.6	24.8	29.7	28.3	25.6
外出時の移動支援サービスを充実すること	25. 4	29.8	25. 1	15.8	25.6
障害等のある人の自立生活をめざした取り組みが 家庭・学校・地域で行われること	24. 0	21.9	25. 7	27.0	30.4
障害等のある人や子どもに対する暴力や差別をな くすこと	22.6	18.7	26. 3	28.3	29.6
精神状態の不安定に対する支援の充実	22.1	12.9	13.7	52.6	21.6
補装具・日常生活用具給付事業を充実すること	19.6	27.9	9.1	8.2	12.8
グループホームを充実すること	18.0	11.3	52.6	20.1	7.2
視覚・聴覚などの障害に配慮した情報提供を充実 すること	15.5	21.4	3. 4	9.2	15.2
権利擁護事業や成年後見制度の取り組みの充実を 図ること	13.0	10.2	19. 4	16.1	13.6
障害等のある人や子どものための短期入所を充実 すること	12. 2	10.4	24. 0	11.2	8.8
その他	3. 2	3.5	2.3	3.3	1.6
分からない	6.8	7.8	5. 7	4.6	7.2
無回答	8.7	10.0	6.3	5.3	7.2



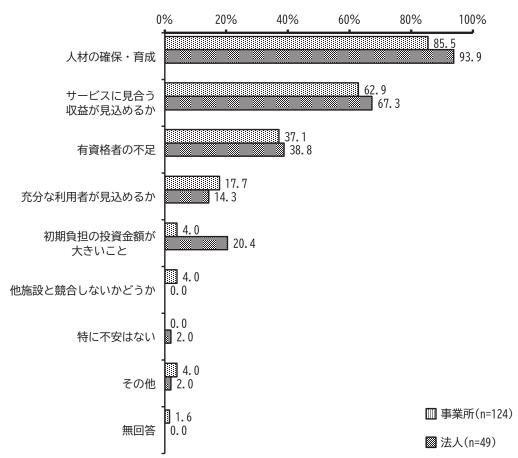
図表2-31 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答) 【子どもの育ちや発達に関する調査】

						(%)
区分	全体 (N=651)	身体障害者 (n=70)	知的障害者 (n=348)	精神障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス 利用者 (n=177)
ライフステージに合わせた、切れ目のない支援を すること	58.7	57.1	52.9	55.9	20.0	74. 6
障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図 ること	57.1	50.0	66.7	61.8	20.0	43.5
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん が受診しやすい医療体制を充実すること	41.2	40.0	35.9	44. 1	0.0	52. 5
利用できる通所施設を整備すること	40.7	25. 7	40.5	20.6	40.0	52.0
障害等のある人の自立生活をめざした取り組みが 家庭・学校・地域で行われること	39.8	42.9	35.9	58.8	20.0	44. 1
各種相談事業を充実すること	38.7	27. 1	37. 4	32. 4	40.0	48.0
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん に対する暴力や差別をなくすこと	32.1	27. 1	30.5	32. 4	20.0	36.7
グループホームを充実すること	22.1	2.9	35.3	17. 6	0.0	7.3
外出時の移動支援サービスを充実すること	19.4	20.0	27. 6	8.8	0.0	6.8
障害等のある人が住宅を確保しやすくなるよう図 ること	18.7	22.9	22.7	26.5	20.0	7.3
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん のための短期入所を充実すること	18.4	15.7	23. 0	8.8	0.0	14.7
権利擁護事業や成年後見制度の取り組みの充実を図ること	16.9	4.3	24. 4	8.8	0.0	9.0
精神状態の不安定に対する支援の充実	15.8	11.4	15. 2	32. 4	20.0	15.8
ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること	14.4	18.6	17.8	8.8	40.0	6.8
補装具・日常生活用具給付事業を充実すること	10.3	37.1	10.1	0.0	20.0	2.3
視覚・聴覚などの障害に配慮した情報提供を充実すること	5. 5	17. 1	3.4	2.9	0.0	6.2
その他	6.3	7.1	6.3	11.8	0.0	5. 6
分からない	1.5	0.0	2.0	0.0	20.0	1.1
無回答	1.8	1.4	1.4	0.0	20.0	0.6



(8) 運営上の不安

「障害福祉サービス事業所調査」では、事業所又は法人のいずれかの立場から、運営上の不安を尋ねたところ、いずれも「人材の確保・育成」(事業所:85.5%、法人:93.9%)が最も多く、次いで「サービスに見合う収益が見込めるか」(事業所:62.9%、法人:67.3%)となっています(図表2-32)。



図表2-32 運営上の不安(事業所・法人別:複数回答)



7 次期計画策定に向けた課題と方向

(1)協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

① 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会(ノーマライゼーション)という考え方を十分に理解があると回答した割合は、身体障害者及び精神障害者では2割台、知的障害者では1割台となっています。また、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者では1割台、知的障害者、精神障害者、難病患者では1割以下となっています。

また、どのようなことがあれば共生社会(ノーマライゼーション)という考え方が市民に理解されていると思うかの回答では、「障害等のある人への調査」では「特別な目で見ないこと」「思いやりのある声かけがある」が多く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「お子さんのことを理解して受け入れができること」「お子さんを特別な目で見ないこと」「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」が多くなっています。

「障害者福祉団体調査」及び「障害福祉サービス事業所調査」では、団体からは学習会 や講演会等による意識啓発の協力、事業者からは研修会や情報提供のほか、交流、場の提 供、地域との関係づくり、学校との連携等の協力の意向があります。

障害者福祉団体、障害福祉サービス提供事業所に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を推進する必要があります。

② バリアフリーの推進

「障害等のある人への調査」では、身体障害者は他の障害と比べて外出頻度や市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度が低く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度について、知的障害者は「やや不満」と「不満」を合計すると5割以上となっています。整備状況の不満な理由について、「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」共に「建物の出入口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」が最も多く、次いで「障害等のある人への調査」は「道路に障害物(商品や看板、放置自転車、電柱等)が多いこと」、「子どもの育ちや発達に関する調査」は「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」が多くなっています。

引き続き、道路や建物等のハード面のバリアフリー環境整備を進めていくとともに、 情報提供等のソフト面のバリアフリー、障害の理解等の心のバリアフリーも一層推進す る必要があります。



③ 地域における見守り・支え合いの推進

「障害等のある人への調査」では、地域で頼みたいことは、いずれも「安否確認の声かけ」が5割を超え、知的障害者と精神障害者は「災害時避難の手助けの準備」も5割を超えています。頼まれたらできることは、「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」がどの障害においても3割以上となっています。また、地域福祉分野の調査として行った一般市民を対象にした郵送による調査では、「近隣で手助けできることがある」と回答している人は8割を超えており、「日常の見守りや声かけ」、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」ができると回答する人が多くなっています。

障害の有無にかかわらず、頼まれたらできると回答する人が多いことから、地域における見守り、支え合いの担い手になってもらうための方策について検討が必要です。

一方で、「障害等のある人への調査」での近所づきあいの程度は、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」は知的障害者と精神障害者が2割台、難病患者が1割台、身体障害者が1割以下となっています。見守り、支え合いを促進するためにも、障害のある人と地域の人が、日頃から顔見知りとなる機会や交流の場について検討が必要です。

④ 障害者福祉団体への活動支援及び協働

市では、現在、当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を 行っていますが、「障害者福祉団体調査」によると、過去の調査同様に活動する上で「後 継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える 悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を 推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支 援についても検討することが必要です。

⑤ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

「障害福祉サービス事業所調査」では、8割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取組や専門職の育成のための各種支援策が挙げられています。分野横断調査として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられています。

現在、市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。今後は更に人材確保に向けて、市と事業所が協働で方策を検討していくことが重要です。



また、国の基本指針では、成果目標に「障害福祉サービス等の質の向上」が新たな項目 として加えられています。市では、第三者評価の受審費用助成を行っており、「障害福祉 サービス事業所調査」では、4割の事業所が第三者評価を実施している、又は実施の予定 があると回答しています。今後も第三者評価の受審促進に向けて情報提供等が重要です。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

① 地域活動及び社会活動への参加促進

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援や移動・移送サービスの充実等を行っています。

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加状況は、いずれの障害においても「まったく参加していない」が5割以上となっています。参加しない理由では、身体障害者、精神障害者、難病患者は「障害や病気で体調が良くないため」、知的障害者は「きっかけがない」、「一緒に活動する仲間がいない」が最も多くなっています。「障害や疾病等の特性を理解し、参加するための工夫をする」ことに、知的障害者、精神障害者、難病患者の3割以上が必要とする合理的配慮と回答しています。

また、地域において自分らしい暮らしができていない人の、できていない理由は「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、次いで「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多くなっています。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮に対して活動団体に情報提供する等の取組も必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援も重要です。

② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

「障害等のある人への調査」において、参加している文化芸術活動関連の地域活動としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が4割、「スポーツ活動」が2割、「音楽や絵画などの芸術活動」が1割となっています。

国においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、障害のある人の文化芸術活動の機会を確保することが求められているため、身近な地域において障害のある人が、文化芸術活動やスポーツ活動を通して、自己表現できる機会、友人と一緒に学べる機会を得ることができるよう支援策の検討や情報提供方法等の検討が必要です。



③ 就労への支援

市では、府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ~な」において、障害者就労支援事業を行っており、登録者数は年々増加しています。

「障害等のある人への調査」において、働くために希望することは、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」が多くなっています。充実を望む施策では、「障害等のある人への調査」の65歳未満の世代と「子どもの育ちや発達に関する調査」で「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の回答が多くなっています。

就労相談や生活相談、情報提供等の就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発・支援を行っていく必要があります。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 障害のある人に対する差別の解消の推進

平成28年度に障害者差別解消法が施行され、平成30年度に東京都は、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例にて、国が努力義務としている民間事業者における合理的配慮を義務とし、国よりも踏み込んだ方針を打ち出しています。府中市においても、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の取組を進めています。

必要とする合理的配慮について、「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」共に「困っていると思われるときは、声を掛け、手伝いの必要性を確かめて対応する」が最も多くなっています。

障害者福祉団体等の協力を得ながら、障害のある人が望む合理的配慮の提供を進める とともに、広く行政機関・市民・事業者に対して、障害のある人への差別解消に向けた啓 発が必要です。

② 虐待防止

「障害福祉サービス事業所調査」では、2割弱の事業者がサービスを提供する上で、虐待等の場面に遭遇した経験があると回答しています。市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センター(本市障害者福祉課)を設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。



障害者虐待防止センター(本市障害者福祉課)の周知、関係機関との緊密な連携を図るとともに、複雑・困難化する事例に対応するために職員の更なる能力向上、マニュアルの見直しを進め、障害のある人の虐待防止に努めます。

③ 権利擁護の推進

市では、府中市社会福祉協議会の「権利擁護センターふちゅう」において、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、また、高齢化や障害のある人の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「成年後見制度を理解するための周知・啓発」の回答が多く、後見人等にやってほしいことでは、「生活・医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村において 基本計画の策定が努力義務とされています。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、 成年後見制度利用促進計画の策定に向けた検討や成年後見制度の情報提供、市民後見人 の養成、「権利擁護センターふちゅう」の周知・支援を図る必要があります。

(4)情報提供と相談支援機能の充実

① 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

市内では、4つの地域生活支援センター(委託相談支援事業所)が連携して相談支援を行っています。しかし、各地域生活支援センターの市の相談支援体制全体の中の位置づけや、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制が構築できていないといった課題があります。

市内の相談支援体制の現状を踏まえ、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談支援 部会では、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な 機能と運営体制について検討、答申が行われました。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策として「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。「障害者福祉団体調査」では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、他分野との連携、切れ目のない相談等が望まれています。



国の基本指針では、新たな成果目標として「相談支援体制の充実・強化等」が設けられたことも踏まえながら、ライフステージ全体を包括した一体的な相談支援体制を構築するために、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実・強化し、障害のある人の意思決定を支援していくことが必要です。一方、障害のある人が身近な地域で困りごとを相談できる環境について、関係機関や地域と連携を図りながら検討していく必要があります。

② 情報提供体制の充実

「障害等のある人への調査」では、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっており、市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは5割弱が知っているものの、4割は知らない状況があります。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害福祉サービスの満足度で「不満」と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が4割台となっています。

公的な相談支援機関、障害福祉サービス、制度等、障害のある人が必要とする情報を入 手できる情報提供の在り方や情報にアクセスしやすい環境について検討を進める必要が あります。

(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

① 地域生活を支えるサービスの充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。 障害福祉サービスの満足度で「不満」と回答した人は、「障害等のある人への調査」では2割、「子どもの育ちや発達に関する調査」では3割となっています。また、不満の理由は、「障害等のある人への調査」では、緊急時の利用、希望どおりの内容のサービスが利用できない、希望する日時に利用できないが3割台後半、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、希望する事業所や施設が見つからない、緊急時に利用できないが4割台であり、希望にあったサービス利用ができていない人がいることが分かります。

「障害福祉サービス事業所調査」においても、人材確保・育成、収益確保等の観点から 事業者側として必要と感じているが実施できていない事業があるとの回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続き、サービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援等事業者への支援の検討や、障害特性や希望を踏まえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進める必要があります。



② 安心して生活できる環境づくり

市では、重点施策として令和3年度までに190人分の定員確保を目標に、地域生活の基盤となるグループホームの整備を進めており、平成29年度までに185人分の定員を確保しています。一方で、障害者支援施設に入所している人の地域移行については、令和2年度末までの目標数の達成には至っていない状況です。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、精神障害者の4割が「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ること」を、知的障害者の5割が「グループホームを充実すること」を希望しています。

障害者支援施設に入所している人及び精神科病院に入院している人の地域移行や、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続き、グループホームの充実や、地域移行支援・地域定着支援の事業所確保・利用促進、自立生活援助の利用促進が必要です。また、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談・くらしの部会で検討を行っている「地域生活支援拠点等」の整備、障害のある人が住まいを借りやすくする仕組み等の検討も必要です。

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神疾患による入院患者は1年以上の長期入院者が多いこと、また、精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院しており、精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できていないことから、国は、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の推進と地域で継続して生活できる体制である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げています。体制の構築に向けて、国は、各圏域・市町村に、令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを求めています。

本市では、令和2年度中に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する予定となっているため、今後は協議の場を開催しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めていく必要があります。

④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保

「障害等のある人への調査」では、知的障害者の5割は地震や災害等の緊急時に、一人で避難することが「できない」と回答しており、災害時に「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では1割ですが、精神障害者は2割となっています。災害時要援護者登録についての情報発信や、登録対象外の人の安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。



「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」共に、災害時に困ること・不安なことは「大勢の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、「障害者福祉団体調査」においても避難所についての意見が多く寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう避難所におけるマニュアル等の整備や、障害のある人対応の専門職員の配置等の検討が考えられます。

「障害福祉サービス事業者調査」では、災害時に協力できることとして、在宅サービス 利用者の安否確認や在宅の災害時要援護者の避難支援、施設を福祉避難所として活用す ることも挙げています。

福祉避難所については、市では福祉施設や特別支援学校等と協定を締結しています。 市内における新たな福祉避難所の確保等、協定先と災害時の対応について検討を深める とともに、施設・事業者との災害時の協力体制の構築が必要です。

⑤ 感染症対策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大では、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援実施の難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加等様々な課題が浮かび上がりました。そして、感染拡大防止のため、一人一人の基本的感染対策を踏まえた、日常生活の各場面で、「新しい生活様式」が定着しつつあります。

必要な人に必要な支援やサービスが届くように、福祉分野における「新しい生活様式」に対する考え方や情報提供の在り方、感染症対策におけるICT(情報通信技術)機器導入の支援等、障害者福祉団体や福祉施設・福祉サービス提供事業所への支援方法について検討する必要があります。

(6) 障害のある児童への支援の充実

① 多様な学びの場の整備

「障害者福祉団体調査」では、障害のある人への合理的配慮で特に必要なこととして、インクルーシブ教育システムについての意見が出ているほか、「子どもの育ちや発達に関する調査」の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校から障害のある人と共に過ごすことや障害についての教育への希望が寄せられています。

特別支援教育は、障害のある児童の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する という視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活 や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。



共生社会の実現に向けて、障害のある児童と障害のない児童が可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みを構築するとともに、障害のある児童の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組み(インクルーシブ教育システム)を整備することが必要です。

② 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

市では、発達に関する相談件数の増加、多様なニーズへの対応、関係機関の連携の課題等から、府中市障害者等地域自立支援協議会にて児童発達支援センターの必要な機能等に関する検討が行われ、令和2年4月に「府中市児童発達支援センター(仮称)整備基本計画」を策定しています。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、子どもの育ちや発達について初めて気になった時期は、就学前が多くを占めています。充実を望む施策では「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」、ライフステージに応じた支援として希望することでは、「お子さんに関わる教育、保健、医療、福祉等、関係機関の連携が強化されること」が多くなっています。

児童発達支援センターは、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談・支援、家族への支援、児童に関わる関係機関とのネットワーク強化や市民への意識啓発等の役割があります。児童発達支援センターの整備を進めるとともに、児童発達支援センターを中心とした切れ目のない支援体制の構築が必要です。

③ 障害児通所支援等の充実

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害児通所支援等のサービスの利用意向について、「利用したいが事業所に空きがない」と「利用したい事業所がない」、「今後、利用したい」を合わせた割合は、『日中一時支援』、『移動支援』、『放課後等デイサービス』で3割を超えており、特に充実が望まれています。

障害のある児童とその家族のニーズを踏まえながら、障害児通所支援等の生活を支えるサービスを充実する必要があります。

